特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
長野市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長野市長

公表日
令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び関係法令に基づき、児童手当・特例給付の支給を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）においては、別表項番81の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1. 児童手当受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7. 電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと（サービス検索・電子申請機能での受領も含む）
③システムの名称	児童手当システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） 中間サーバー ながの電子申請サービス サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル 電子申請データ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項　別表　第81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号）第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号）第2条の表 ＜情報照会＞：第106、107項 ＜情報提供＞：第42、53、76、125、141、161項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部　子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　文書情報管理課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部　子育て給付課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－5031
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　10万人以上30万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取		7. 電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと	事前	重要な変更
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取	児童手当システム 総合窓口支援システム	児童手当システム 総合窓口支援システム	事前	重要な変更
平成29年11月10日	Ⅰ関連情報 2特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル 電子申請データ	事前	重要な変更
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当	課長　酒井　崇	課長　島田　みち代	事後	重要な変更には当たらない。 所属長変更。
平成31年1月16日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当	課長　島田　みち代	子育て支援課長	事後	重要な変更には当たらない。 記載方法変更。
平成31年1月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数、2取扱者数	平成27年10月1日現在	平成31年1月1日現在	事後	重要な変更には当たらない
平成31年1月16日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳ　1～10　全項目追加		
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	
令和8年2月16日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当	こども未来部　子育て支援課	こども未来部　子育て家庭福祉課	事後	重要な変更には当たらない。 部署名変更。
令和8年2月16日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当	こども未来部　子育て支援課	子育て家庭福祉課長	事後	重要な変更には当たらない。 記載方法変更。
令和8年2月16日	Ⅰ関連情報 8特定個人情報ファイルの取	こども未来部　子育て支援課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番	こども未来部　子育て家庭福祉課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番	事後	重要な変更には当たらない。 記載方法変更。
令和8年2月16日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳ　8、10　項目追加		
令和8年2月16日	Ⅰ関連情報 7特定個人情報の開示・停	総務部　庶務課　情報管理室 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番	総務部　文書情報管理課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番	事後	重要な変更には当たらない
令和8年2月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数、2取扱者数	平成31年1月1日現在	令和8年1月31日現在	事後	重要な変更には当たらない
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	児童手当法及び関係法令に基づき、児童手当・特例給付の支給を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	児童手当法及び関係法令に基づき、児童手当・特例給付の支給を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）においては、別表項番81の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。		文言修正
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当部署　①部署	こども未来部　子育て家庭福祉課	こども未来部　子育て給付課	事前	重要な変更には当たらない
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当②所属長	子育て家庭福祉課長	子育て給付課長	事前	重要な変更には当たらない
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども未来部　子育て家庭福祉課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－5031	こども未来部　子育て給付課 380－8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地　電話番号　026－224－5031	事前	重要な変更には当たらない
令和8年10月7日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	7. 電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと	7. 電子申請サービスにより申請（申請内容、個人番号、個人情報）の受理を行うこと（サービス検索・電子申請機能での受領も含む）	事前	重要な変更には当たらない 記載内容の修正
令和8年10月7日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称		サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更には当たらない 記載内容の追加